

# ○熊本県個人情報保護条例

(平成 12 年 9 月 27 日条例第 66 号)

**改正** 平成 16 年 12 月 24 日条例第 67 号 平成 17 年 9 月 30 日条例第 70 号  
平成 18 年 3 月 7 日条例第 1 号 平成 18 年 3 月 23 日条例第 19 号  
平成 20 年 3 月 6 日条例第 12 号 平成 21 年 3 月 27 日条例第 14 号  
平成 23 年 3 月 23 日条例第 11 号 平成 26 年 12 月 25 日条例第 71 号  
平成 27 年 10 月 13 日条例第 53 号 平成 27 年 12 月 24 日条例第 59 号  
平成 28 年 3 月 7 日条例第 6 号 平成 29 年 3 月 24 日条例第 7 号  
平成 29 年 12 月 21 日条例第 43 号

熊本県個人情報保護条例をここに公布する。

## 熊本県個人情報保護条例

### 目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)

第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第 1 節 実施機関の義務(第 6 条—第 13 条)

第 2 節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(第 14 条—第 25 条の 7)

第 3 節 救済措置等(第 25 条の 8—第 31 条)

第 4 節 他の法令等との調整等(第 32 条)

第 2 章の 2 特定個人情報に関する特例(第 32 条の 2—第 32 条の 7)

第 3 章 事業者に対する施策等(第 33 条・第 34 条)

第 4 章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会(第 35 条—第 40 条)

第 5 章 雑則(第 41 条—第 43 条)

第 6 章 罰則(第 44 条—第 48 条)

附則

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、個人情報に関する実施機関、事業者及び県民の適正な取扱いを確保するための基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、適正かつ円滑な県政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (2) 特定個人情報 個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報であるものをいう。
- (3) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (5) 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (7) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (8) 行政文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号)第2条第6項に規定する特定歴史公文書

ウ 熊本県立図書館、熊本県立美術館その他知事が定める施設において、知事が定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの(イに掲げるものを除く。)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するために、個人情報の保護に関する必要な施策を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、県が実施する個人情報の保護に関する施策に協力し、個人の権利利益を侵害することのないようその適正な取扱いに努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

### 第1節 実施機関の義務

(登録対象事務の登録及び閲覧)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により、特定の個人を検索し得る状態で個人情報が記録されている行政文書を使用するもの(以下「登録対象事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 登録対象事務の名称
- (2) 登録対象事務の目的
- (3) 登録対象事務を所管する組織の名称
- (4) 登録対象事務の根拠
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 記録されている個人情報の項目
- (7) 個人情報の主な収集先
- (8) 個人情報の収集方法
- (9) 個人情報の目的外の利用及び提供の有無及び内容
- (10) 登録対象事務の開始年月日

- 2 実施機関は、登録対象事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該登録対象事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、前項の規定により登録した登録対象事務を廃止したときは、速やかに、当該登録対象事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
  - (1) 県若しくは県が設立した地方独立行政法人の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員及び県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
  - (2) 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務
  - (3) 犯罪の捜査に関する個人情報取扱事務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、熊本県個人情報保護制度審議会(以下この章において「審議会」という。)の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会及び警察本部長は、第1項各号に掲げる事項を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を記載せず、又は当該個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

(収集の制限)

- 第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 実施機関は、前項の目的を変更する場合には、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
  - 3 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、個人情報の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
    - (1) 本人の同意があるとき。
    - (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
    - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
    - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。
    - (5) 他の実施機関から提供を受けるとき。
    - (6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人又は実施機関以外の県の機関から収集する場合において、本人以

外の者から収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(8) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することとしたのでは実施機関の個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じるおそれ又は実施機関の個人情報取扱事務の円滑な実施が困難となるおそれがあると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、本人から書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その個人情報取扱事務の目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて個人情報取扱事務の目的が明らかであると認められるとき。

5 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要で欠くことができないと実施機関が認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することができる。ただし、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により個人情報公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
- (6) 実施機関が当該実施機関の所管する個人情報取扱事務に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合において、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (7) 他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その所管する事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (8) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外の者に個人情報を提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

(オンライン結合による提供)

第9条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の情報機器とを結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)により、個人情報を実施機関以外の者へ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれか(特定個人情報にあっては、第1号に限る。)に該当するときは、オンライン結合により、個人情報を提供することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 公安委員会又は警察本部長が専用回線を通じて警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

(適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的に照らし、保有の必要がなくなった個人情報を含む行政文書を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的、文化的又は学術的資料として管理する必要があるものについては、この限りでない。

(職員等の義務)

第 11 条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(提供先に対する措置要求)

第 12 条 実施機関は、実施機関以外の者に個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な取扱いに係る必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(外部委託等に関する措置)

第 13 条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするとき、又は公の施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせようとするときは、その契約又は協定において、委託を受けたもの又は指定管理者（以下「個人情報取扱事務受託者等」という。）が講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

- 2 個人情報取扱事務受託者等は、前項の契約又は協定に基づき安全確保の措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事務受託者等が行う実施機関の個人情報取扱事務又は公の施設の管理の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 第 2 節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

(開示請求をすることができる者)

第 14 条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。以下この節において同じ。）の開示の請求をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下この節において「法定代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第 15 条 前条第 1 項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示義務)

第 16 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報が次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報

(2) 開示請求者(第 14 条第 2 項の規定により法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 4 号、次条第 2 項並びに第 19 条第 6 項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定



する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であつて法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 個人の評価、診断、選考、指導等(以下「個人の評価等」という。)に関する情報であつて、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(8) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が開示情報とそれ以外の個人情報とからなる場合において、これらの個人情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、開示請求者に対し、当該不開示情報を除いた個人情報につき、開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第 3 号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 17 条の 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報(第 16 条第 1 号の情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第 18 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第 19 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨、開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 7 条第 4 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該個人情報取扱事務の目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報が存在しないときを含む。)は、開示

をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、個人情報の全部又は一部の開示をしない旨の決定をした場合において、当該個人情報の全部又は一部が第 16 条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を第 1 項又は前項の規定による通知書に付記しなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、第 15 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該開示請求書がその事務所に到達した日から起算して 45 日(45 日以内に開示決定等をする)により実施機関の事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときにあつては、当該事務の遂行を考慮して開示決定等をするために必要であると実施機関が認める日数)を限度として、当該期間を延長することができる。この場合においては、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 6 開示請求に係る個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この章において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 7 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
  - (1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第 16 条第 3 号イ又は同条第 4 号ただし書に規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第 17 条の 2 の規定により開示しようとするとき。
- 8 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第 26 条及

び第 27 条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(事案の移送)

第 19 条の 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報がある他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(開示の実施)

第 20 条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該決定に係る個人情報の開示を行わなければならない。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書又は図画に記録されている個人情報 当該文書又は図画の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) 映像又は音を記録した電磁的記録に係る記録媒体に記録されている個人情報 当該電磁的記録に係る記録媒体の当該個人情報に係る部分を再生装置により再生したものの視聴又は当該部分の写しの交付

(3) 電子計算機処理に使用され一定の事項を記録しておくことができる電磁的記録に係る記録媒体(前号に規定する記録媒体を除く。)に記録されている個人情報 当該電磁的記録に係る記録媒体の当該個人情報に係る部分を印字装置により出力した物の閲覧又は写しの交付

(4) 前 2 号に規定する電磁的記録に係る記録媒体以外の記録媒体に記録されている個人情報 前 2 号に規定する方法に準ずる方法

3 実施機関は、前項の方法による個人情報の開示を行うことにより当該個人情報が記録されている行政文書の保存に支障があると認めるとき、第 17 条の規定により部分開示をするときその他相当の理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該個人情報が記録されている行政文書の写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより個人情報の開示を行うことができる。

4 第 15 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(費用負担)

第 21 条 前条第 2 項及び第 3 項の規定により写しの交付(これに準ずる方法を含む。)を受ける者は、当該写しの作成及び送付(これらに準ずるものとして実施機関が定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求等の特例)

第 22 条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭による開示請求をすることができる。

2 前項の規定により口頭による開示請求をしようとする者は、第 15 条第 2 項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定により口頭による開示請求があったときは、第 19 条及び第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、開示決定等を行わないで、直ちに個人情報を開示しなければならない。この場合において、当該個人情報の開示は、実施機関が定める方法により行うものとする。

(訂正請求をすることができる者)

第 23 条 開示を受けた自己情報(行政文書に記録されている自己に関する個人情報をいう。以下この節において同じ。)に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。

2 第 14 条第 2 項の規定は、前項の規定による訂正の請求について準用する。

3 実施機関は、第 1 項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)があったときは、訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときを除き、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求の手続)

第 24 条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、訂正請求をしようとする者に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示することを求めることができる。

3 第 15 条第 2 項の規定は訂正請求をしようとする者について、同条第 3 項の規定は訂正請求書について準用する。この場合において、同項中「開示請求をした者(以下「開示

請求者」という。)とあり、及び「開示請求者」とあるのは、「訂正請求をした者」と読み替えるものとする。

(訂正請求に対する決定等)

第 25 条 実施機関は、訂正請求があったときは、必要な調査を行い、訂正請求書がその事務所に到達した日から起算して 30 日以内に、訂正請求に係る個人情報の訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第 3 項において準用する第 15 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報の訂正をし、及び訂正請求をした者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求をした者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 4 第 19 条第 5 項の規定は、第 1 項の決定について準用する。この場合において、「開示請求書」とあるのは「訂正請求書」と、「45 日」とあるのは「60 日」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求をした者」と読み替えるものとする。

(事案の移送)

第 25 条の 2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第 19 条の 2 第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において前条第 1 項の決定(以下「訂正決定等」という。)をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第 1 項の規定により訂正請求に係る個人情報の訂正をする旨の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第 25 条の 3 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求をすることができる者)

第 25 条の 4 開示を受けた自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

- (1) 第 7 条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第 8 条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第 8 条又は第 9 条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第 14 条第 2 項の規定は、前項の規定による利用停止の請求について準用する。

(利用停止請求の手続)

第 25 条の 5 前条第 1 項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第 15 条第 2 項の規定は利用停止請求をしようとする者について、同条第 3 項の規定は利用停止請求書について準用する。この場合において、同項中「開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)」とあり、及び「開示請求者」とあるのは、「利用停止請求をした者」と読み替えるものとする。

(個人情報の利用停止義務)

第 25 条の 6 実施機関は、利用停止請求があつた場合において当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第 25 条の 7 実施機関は、利用停止請求があつたときは、必要な調査を行い、利用停止請求書がその事務所に到達した日から起算して 30 日以内に、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、第 25 条の 5 第 2 項において準用する第 15 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求をした者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第 1 項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求をした者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 4 第 19 条第 5 項の規定は、第 1 項の利用停止決定等について準用する。この場合において、「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書」と、「45 日」とあるのは「60 日」と、「開示決定等」とあるのは「利用停止決定等」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求をした者」と読み替えるものとする。

### 第 3 節 救済措置等

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第 25 条の 8 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等（第 32 条の 4 第 3 項において準用する第 19 条第 1 項及び第 2 項の決定を含む。以下この節及び第 37 条において同じ。）、訂正決定等（第 32 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する第 25 条第 1 項の決定を含む。次条及び第 26 条において同じ。）若しくは利用停止決定等（第 32 条の 6 第 3 項において読み替えて準用する第 25 条の 7 第 1 項の決定を含む。次条及び第 26 条において同じ。）又は県が設立した地方独立行政法人に対しされた開示請求（第 32 条の 4 第 1 項の規定による請求を含む。以下この節、第 36 条及び第 41 条において同じ。）、訂正請求（第 32 条の 5 第 1 項の規定による請求を含む。以下この節、第 36 条及び第 41 条において同じ。）若しくは利用停止請求（第 32 条の 6 第 1 項の規定による請求を含む。以下この節、第 36 条及び第 41 条において同じ。）に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 25 条の 9 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第 26 条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、速やかに、熊本県個人情報保護審査会(以下この節において「審査会」という。)に当該審査請求に対する裁決についての諮問をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正請求又は利用停止請求と同一の内容での訂正をし、又は利用停止をすることとするとき。



- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第27条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節及び第4章において同じ。)

(2) 開示請求者(第32条の4第1項の規定による請求をした者を含む。)、訂正請求をした者又は利用停止請求をした者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第28条 第19条第8項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定(第32条の4第3項において準用する第19条第1項の決定を含む。)に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思表示をしている場合に限る。)

第29条及び第30条 削除

(苦情の処理)

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第4節 他の法令等との調整等

(他の法令等との調整等)

第32条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2 この章の規定は、熊本県立図書館その他の県及び県が設立した地方独立行政法人の施設において、一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。

- 3 前2節(第31条を除く。)の規定は、第1項各号に掲げる個人情報を除き、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。
- 4 他の法令等(熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)を除く。)の定めるところにより、自己情報(行政文書に記録されている自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)の開示を求め、又は閲覧若しくは写しの交付を受けることができる場合は、第14条から第22条までの規定は、適用しない。
- 5 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第20条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 6 他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について当該法令等に当該個人情報の訂正の請求若しくは利用停止の請求の規定がない場合又は他の法令等若しくは実施機関の定めにより個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に個人情報の本人に交付されている場合には、これらの個人情報を第20条第1項又は第22条第3項の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第23条から第25条の7までの規定を適用する。
- 7 他の法令等の規定により自己情報の訂正をすることができる場合には、第23条から第25条の3までの規定は、適用しない。
- 8 他の法令等の規定により自己情報の利用停止をすることができる場合には、第25条の4から第25条の7までの規定は、適用しない。

## 第2章の2 特定個人情報に関する特例

### (この章の趣旨)

第32条の2 特定個人情報の提供の制限その他の特定個人情報の取扱いについては、番号利用法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

### (特定個人情報の利用の制限)

第32条の3 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関の内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関の内部において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、情報提供等記録の利用については、適用しない。

### (特定個人情報の開示請求等)

第 32 条の 4 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する特定個人情報（以下この章において「自己特定個人情報」という。）の開示の請求をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。

3 第 15 条から第 22 条までの規定は、特定個人情報の開示について準用する。この場合において、第 15 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 32 条の 4 第 1 項」と、同条第 2 項中「法定代理人」とあるのは「法定代理人若しくは本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）」と、第 16 条第 2 号中「第 14 条第 2 項」とあるのは「第 32 条の 4 第 2 項」と、「法定代理人」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、情報提供等記録の開示については、第 19 条の 2 の規定は、準用しない。

（特定個人情報の訂正請求等）

第 32 条の 5 開示を受けた自己特定個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求をすることができる。

3 第 23 条第 3 項及び第 24 条から第 25 条の 3 までの規定は、特定個人情報の訂正について準用する。この場合において、第 23 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 32 条の 5 第 1 項」と、第 24 条第 3 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 32 条の 4 第 3 項において読み替えて準用する第 15 条第 2 項」と、「同条第 3 項」とあるのは「第 32 条の 4 第 3 項において準用する第 15 条第 3 項」と、第 25 条第 1 項中「第 15 条第 3 項」とあるのは「第 32 条の 4 第 3 項において準用する第 15 条第 3 項」と、同条第 4 項中「第 19 条第 5 項」とあるのは「第 32 条の 4 第 3 項において準用する第 19 条第 5 項」と、第 25 条の 2 第 1 項中「第 19 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 32 条の 4 第 3 項において準用する第 19 条の 2 第 3 項」と、第 25 条の 3 中「提供先」とあるのは「提供先（情報提供等記録の訂正を実施した場合にあっては、総務大臣及び番号利用法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号利用法第 26 条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、情報提供等記録の訂正については、第 25 条の 2 の規定は、準用しない。

（特定個人情報の利用停止請求等）

第 32 条の 6 開示を受けた自己特定個人情報(が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、当該実施機関に対し、当該各号に定める特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。))の利用停止を請求することができる。

- (1) 第 7 条第 1 項もしくは第 2 項の規定に違反して収集されたものであるとき、第 32 条の 3 の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第 9 条又は番号利用法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

3 第 25 条の 5 から第 25 条の 7 までの規定は、特定個人情報の利用停止について準用する。この場合において、第 25 条の 5 第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 32 条の 6 第 1 項」と、同条第 2 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 32 条の 4 第 3 項において読み替えて準用する第 15 条第 2 項」と、「同条第 3 項」とあるのは「第 32 条の 4 第 3 項において準用する第 15 条第 3 項」と、第 25 条の 7 第 1 項ただし書中「第 25 条の 5 第 2 項」とあるのは「第 32 条の 6 第 3 項において読み替えて準用する第 25 条の 5 第 2 項」と、同条第 4 項中「第 19 条第 5 項」とあるのは「第 32 条の 4 第 3 項において準用する第 19 条第 5 項」と読み替えるものとする。

(特定個人情報の訂正請求等に係る他の法令等との調整等)

第 32 条の 7 第 32 条第 6 項から第 8 項までの規定は、特定個人情報の訂正又は利用停止に係る他の法令等との調整等について準用する。この場合において、第 32 条第 6 項中「第 20 条第 1 項」とあるのは「第 32 条の 4 第 3 項において準用する第 20 条第 1 項」と、「第 23 条」とあるのは「第 32 条の 5 第 1 項及び第 2 項並びに同条第 3 項において読み替えて準用する第 23 条第 3 項及び第 24 条から第 25 条の 3 まで並びに第 32 条の 6 第 1 項及び第 2 項並びに同条第 3 項において読み替えて準用する第 25 条の 5」と、同条第 7 項中「自己情報」とあるのは「自己特定個人情報(行政文書に記録されている自己に関する特定個人情報をいう。次項において同じ。)」と、「第 23 条」とあるのは「第 32 条の 5 第 1 項及び第 2 項並びに同条第 3 項において読み替えて準用する第 23 条第 3 項及び第 24 条」と、同条第 8 項中「自己情報」とあるのは「自己特定個人情報」と、「第 25 条の 4」とあるのは「第 32 条の 6 第 1 項及び第 2 項並びに同条第 3 項において読み替えて準用する第 25 条の 5」と読み替えるものとする。

### 第 3 章 事業者に対する施策等

(事業者に対する知事が行う個人情報の保護施策)

第 33 条 知事は、個人の権利利益を保護するため、事業者に対する意識啓発その他必要な施策の推進に努めなければならない。

## 第 34 条 削除

### 第 4 章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会

#### (個人情報保護制度審議会)

第 35 条 個人情報の保護に関する重要事項について調査審議するため、熊本県個人情報保護制度審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
  - (2) 番号利用法第 28 条第 1 項の規定に基づく個人情報保護委員会規則の規定により評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。
  - (3) 前 2 号に掲げる事務のほか、個人情報の保護に関する重要事項を調査審議すること。
- 3 審議会は、委員 6 人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

#### (個人情報保護審査会)

第 36 条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る決定又は不作為に対する審査請求があった場合における実施機関の諮問に応じて審査するため、熊本県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 3 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、審査会に準用する。

#### (審査会の調査権限)

第 37 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る個人情報が記録されている行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求められない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第 38 条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第 38 条の 2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するものとする。

(委員による調査手続)

第 38 条の 3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 37 条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 38 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第 39 条 審査請求人等は、審査会に対し、第 37 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 38 条の 2 第 1 項の規定により審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第 1 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第 1 項の規定による写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写しの送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査手続の非公開)

第 39 条の 2 審査会の行う審査の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 39 条の 3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第40条 第36条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

#### 第5章 雑則

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第41条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第42条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 第6章 罰則

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条第3項の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第45条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 第35条第6項(第36条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項、第7条第2項第7号及び第3項ただし書、第8条第8号並びに第9条第2項中審議会の意見を聴くことに関する部分並びに第35条の規定は、平成12年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に行われている登録対象事務についての第6条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときには、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後遅滞なく」とする。

附 則(平成16年12月24日条例第67号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定及び次項の規定は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)の施行の日前に改正前の熊本県個人情報保護条例の規定により地方労働委員会がした処分その他の行為又は地方労働委員会に対してされた請求その他の行為は、改正後の熊本県個人情報保護条例の相当規定により労働委員会がした処分その他の行為又は労働委員会に対してされた請求その他の行為とみなす。
- 3 この条例(附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)の施行の際現にされている改正前の熊本県個人情報保護条例(以下「改正前の条例」という。)第29条第1項の規定による申出については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の熊本県個人情報保護条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年9月30日条例第70号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公安委員会及び警察本部長により行われている登録対象事務についての改正後の熊本県個人情報保護条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後遅滞なく」とする。

附 則(平成18年3月7日条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日条例第19号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月6日条例第12号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。



- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の熊本県行政手続条例、熊本県情報公開条例、熊本県個人情報保護条例又は熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、知事がした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後に病院事業の管理者が処理することとなる事務に係るものについては、施行日以後はそれぞれ改正後の熊本県行政手続条例、熊本県情報公開条例、熊本県個人情報保護条例又は熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、病院事業の管理者がした処分その他の行為又は病院事業の管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 14 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 23 日条例第 11 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 25 日条例第 71 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に任命される熊本県個人情報保護制度審議会の委員(補欠の委員を除く。)の任期は、改正後の第 35 条第 4 項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に当該審議会の委員である者の委員としての残任期間の末日までとする。

附 則(平成 27 年 10 月 13 日条例第 53 号)

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定 公布の日
- (2) 第 3 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

附 則(平成 27 年 12 月 24 日条例第 59 号)抄

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 第 4 条の規定による改正後の熊本県個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされる同条例第 25 条の 8 に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日以後にされる同条に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた第 4 条の規定による改正前の

熊本県個人情報保護条例第 25 条の 8 に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日前にされた同条に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 7 日条例第 6 号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第 1 条中熊本県手数料条例第 2 条第 1 項第 239 号及び第 514 号の改正規定並びに第 2 条の規定 公布の日
  - (2) 附則第 4 項及び第 6 項の規定 平成 28 年 3 月 23 日
  - (3) 第 1 条中熊本県手数料条例第 2 条第 1 項第 60 号の 4 の次に 10 号を加える改正規定、同条例別表第 2 及び別表第 5 から別表第 7 までの改正規定並びに附則第 5 項の規定(熊本県収入証紙条例(昭和 39 年熊本県条例第 24 号)別表第 1 手数料の項第 57 号の 4 の次に 10 号を加える改正規定に限る。) 平成 28 年 6 月 23 日

附 則(平成 29 年 3 月 24 日条例第 7 号)

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 21 日条例第 43 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条中熊本県個人情報保護条例第 2 条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 4 号から同条第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号の次に 1 号を加える改正規定及び同条例第 7 条第 5 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

(準備行為)
- 2 実施機関は、附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前においても、第 2 条の規定による改正後の熊本県個人情報保護条例（以下「新個人情報保護条例」という。）第 7 条第 5 項第 3 号の規定の例により審議会の意見を聴いた上で要配慮個人情報を収集することを認めることができる。

(経過措置)
- 3 一部施行日前に第 2 条の規定による改正前の熊本県個人情報保護条例第 7 条第 5 項第 3 号の規定により審議会の意見を聴いた上で実施機関が認めているものは、新個人情報保護条例第 7 条第 5 項第 3 号の規定により審議会の意見を聴いた上で実施機関が認めたものとみなす。